平成２６年（フ）第２４号
青森県弘前市大字悪戸字中野４番地１
債務者　三浦　哲生
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３３号
青森市大字油川字岡田100番地２　ダイヤモンドペンションＣ―103
債務者　木浪　　渉
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
静岡市清水区半左衛門新田122番地　セジュール美恵Ａ101
債務者　池ヶ谷あかね
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月26日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１号
長野県佐久市塚原1241番地５
債務者　池田　靖志
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第８８号
岡山市北区花尻みどり町６番地102　メゾネット花尻Ｄ号室
債務者　小野美穂子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３６３号
東京都世田谷区八幡山１丁目15―２―203
債務者　北又　秀和
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４７１号
千葉県浦安市東野１丁目26―１―123
債務者　工藤　美紀
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４７２号
東京都大田区多摩川２丁目24―21―202
債務者　板倉　良昌
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４７３号
千葉県柏市南逆井４丁目16―11
債務者　山本　優治
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４７８号
東京都江東区枝川１丁目12―10―２Ｆ
債務者　嶋津　孝治
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２４９９号
東京都足立区大谷田５丁目12―８―506
債務者　加藤　香織
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０３号
東京都足立区東綾瀬２丁目６―３―611
債務者　高橋　洸平
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０５号
東京都台東区小島２丁目12―４
債務者　菅原　穂波
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０６号
東京都北区志茂２丁目16―16　川口方101号
債務者　佐藤　一男
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０７号
東京都北区志茂３丁目28―10―103
債務者　木村　弥生
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２５０８号
埼玉県狭山市富士見１丁目20―31―202
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部